

副本

平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

## 証拠説明書(7)

平成22年4月21日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人	福光洋	
	益子浩	
	島田順	 (代)
	山本文	 (代)
	安部憲	 (代)
	舟津龍	 (代)
	川口耕一郎	 (代)
	関口昇	 (代)
	北郷恭	 (代)
	小川伸	 (代)
	鳴下誠	 (代)

略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第 179 号証	文書 624 「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸」 (下関入国管理事務所長)	写 し	S27. 11.19 10.30	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第 180 号証	文書 638 「日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)」 (外務省北東アジア課)	写 し	S37.12.2 5	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第 181 号証	文書 639 「日韓会談における船舶問題の処理方針」 (外務省)	写 し	S39	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第 182 号証	文書 375 「旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金」 (外務省北東アジア課長、法務省民事局第5課長、外務省アジア局長))	写 し	S37.2.7 2.28 2.15 2.15 2.27	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第 183 号証	文書 376 「日韓関係想定問答」 (大蔵省理財局外債課)	写 し	S37.2.26	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第 184 号証	文書 453 「日韓会談首席代表非公式会合記録(第11~15回)」 (外務省北東アジア課)	写 し	S39.7.16 7.23 8.13 8.20 8.27	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。

	(ア課)			
乙第185号証	文書525「日韓会談重要資料集」(外務省アジア局北東アジア課)	写し	S35.4.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第186号証	文書526「日韓会談重要資料集(続)」(外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.7.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第187号証	文書531「日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)」(外務省アジア局北東アジア課)	写し	S39.11.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第188号証	文書533「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)」(外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.7.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第189号証	文書609「朝鮮関係船舶の引渡し問題について」(外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第190号証	文書615「船舶会談の対策打合会」(外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第191号証	文書619「船舶問題」(外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第192号証	文書824「韓国によるだ捕漁船の問題について」(大蔵省)	写し	S37.12.1 3	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第193号証	文書830「日韓漁業問題の解決策」	写し	S38.7.11	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	について」 (外務省北東アジア課)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 194 号証	文書 833 「外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第1次案）」 (外務省北東アジア課、外務省、農林水産省)	写し	S38. 7. 24 7. 25 7. 25 7. 29	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 195 号証	文書 968 「池田総理、朴正熙議長会談要旨」 (外務省北東アジア課、外務省アジア局)	写し	不詳 不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 196 号証	文書 971 「日韓請求権問題」 (外務省条約局法規課、北東アジア課、小坂外務大臣など)	写し	S36. 11. 6 11. 6 11. 7 11. 7 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 197 号証	文書 1043 「日韓国交調整処理方針」 (外務省アジア局 アジア二課)	写し	S27. 11. 1	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 198 号証	文書 1044 「日韓関係調整方針」 (外務省)	写し	S30. 12. 3 0	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 199 号証	文書 1047 「日韓関係調整に関する関係閣僚了解」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 200 号証	文書 1048 「日本国と大韓民国と	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	の間の基本的関係を設定する条約要綱」 (外務省)			分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 201 号証	文書 1049 「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 202 号証	文書 1053 「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」 (外務省、アジア局アジア第二課)	写し	S28. 6. 11 6. 9	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 203 号証	文書 1056 「日韓交渉処理方針」 (外務省アジア局アジア第二課)	写し	S28. 7. 9	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 204 号証	文書 1060 「日韓交渉処理方針」 (外務省アジア第二課長)	写し	S28. 11. 1 7	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 205 号証	文書 1061 「日韓会談双方主張の現状」 (外務大臣)	写し	S28. 10. 2 2	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 206 号証	文書 1064 「日韓関係」 (外務省アジア第二課)	写し	S29. 1. 11	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。
乙第 207 号証	文書 1066 「日韓会談再開に関する事項」	写し	S29. 5. 18 5. 25	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由 1)。

	る提案」 (外務省アジア局 第五課)				分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。
乙第 208 号証	文書 1069 「李 大統領による吉田 首相訪韓招請工作 説について」 (外務省アジア第 五課、中川アジア 局長)	写 し	S29. 10. 8 10.12 10.12	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 209 号証	文書 1146 「在 日韓国人の法的地位 及び待遇関係」 (外務省、法務省)	写 し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 210 号証	文書 1166 「日 韓予備交渉（第 2 6～30 回会合）」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S38. 2. 8 2. 14 2. 21 3. 7 3. 9 3. 14	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 211 号証	文書 1167 「日 韓予備交渉（第 3 1～40 回会合）」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S38. 3. 22 3. 28 4. 4 4. 11 など	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 212 号証	文書 1297 「焼 却日銀券」 (大蔵省)	写 し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 213 号証	文書 1299 「在 外財産と涉外債 務」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 214 号証	文書 1300 「日 韓請求権問題に關 する分割処理の限 界」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由 1)。	
乙第 215 号証	文書 1301 「相 互放棄の表現方式	写 し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に 該当するとして不開示決定を行った部	

	について (外務省)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第216号証	文書1304「日韓請求権問題の種々相」 (外務省アジア第二課)	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第217号証	文書1305「韓国のステータスと我が国の立場」 (外務省)	写し	S28.1.18	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第218号証	文書1308「日韓請求権の計数的比較」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第219号証	文書1309「韓国地金銀返還要求」 (外務省)	写し	S28.11.1 3	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第220号証	文書1310「韓国対日請求権の内容」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。